

## 資料紹介

# 第一次世界大戦と在独日本人の抑留問題（九）

梶原克彦  
奈良岡聰智

## 目次

### 総論・解説

- 一 池邊榮太郎（第四十七号）
- 二 石川源三郎・野依辰治・前園秀松他（第四十八号）
- 三 内島昌雄・西成甫・三間隆次（第四十九号）
- 四 大瀧潤家・鴻海蔵・岡田日人・杉田直樹（第五十号）
- 五 野原駒吉・橋爪カール（第五十一号）
- 六 小田部莊三郎・池田正夫（第五十二号）
- 七 小田部莊三郎（第五十三号）
- 八 小田部莊三郎（第五十四号）
- 九 船越光之丞（以上、本号）

## 解説

本号からは、第一次世界大戦勃発時に日本の駐ドイツ臨時代理大使を務めていた船越光之丞（二八六七―一九四二）

の事例を取り上げる。船越は一八六七年に広島藩士船越衛（二八四〇―一九二三、千葉県知事などを歴任した内務官僚で、枢密顧問官も務めた）の長男として生まれた。二松学舎、獨逸学協会学校を経て、一八八六年からドイツに私費留学し、九三年に博士号を取得した。翌年第一回外交官及領事官試験に合格すると、ウラジオストック、釜山、サンフランシスコ、イギリス、オーストリア、ドイツで勤務した。この間、日露戦争時に駐オーストリアハングリー帝国公使館二等書記官としてウィーンに在勤した。一九一二年四月には駐ドイツ大使館参事官に就任し、一四年八月に大戦勃発に伴って退去するまでベルリンに在勤した。ちなみに船越は、ベルリン在勤中の一九一四年一月、父の死去により男爵を襲爵している。また彼の妻は、元老山県有朋の二女光子である。船越と山県の関係は不詳であるが、新聞報道からは襲爵のため一時帰国した際に東京目白の椿山荘に山県を訪問し、山県の死去に際してその公私両面にわたる生活を新聞記者に語っ

たことなどが確認でき、関係は良好だったものと思われる。船越はベルリン退去後、独立第十八師団司令部付として青島の戦いに従軍し、特命全権公使（メキシコ駐劄、未赴任）に任命されたが、一九一六年に外務省を退官し、同年から一九三二年まで貴族院議員として活動した（男爵議員、公正会所属）。

一九一四年七月に第一次世界大戦が勃発した際、杉村虎一駐ドイツ大使が賜暇帰国中だったため、船越参事官は臨時代理大使の任にあった。駐ドイツ日本大使館は、船越の指揮のもとで、大使館閉鎖、在留日本人の退去などの任務に当たった。当時の大使館スタッフは、鮎延信道二等書記官、松永直吉三等書記官、重光葵外交官補、北田正元外交官補、長谷敏（書記生、河村正彦駐在武官（陸軍）、佐野常羽駐在武官（海軍）であった<sup>3</sup>。船越らは大変な苦勞をしてこれらの任務を遂行し、八月二十三日にベルリンから退去した。この時大使館（およびハンブルク総領事館）スタッフは全員退去に成功したものの、八月二十日以降在留日本人が次々とドイツ当局によって拘束されたため、船越らは事実確認、ドイツ政府への抗議や釈放のための働きかけに忙殺された。

船越はこの間の経緯を、日本に帰国した後新聞談話や雑誌への寄稿で語っている。主なものを挙げると、以下の通りとなる。

- ・ 船越光之丞「余の実見せる独逸の戦時財政経済」（『実業之日本』一七卷二四号、一九一四年十一月）
- ・ 船越光之丞「伯林引揚顛末」（二）（『外交時報』三三卷一〜十二号、一九二〇年七〜十二月）
- ・ 船越光之丞「伯林引揚の手帳から」（二）（四）（『外交時報』三三卷二〜十号、一九二一年一〜五月）
- ・ 船越光之丞述「日独の断行・最後通牒手交の刹那」（『大阪朝日新聞』一九二八年八月十八日）
- ・ 船越光之丞「対独最後通牒の交付」（東京朝日新聞政治部編『その頃を語る』東京朝日新聞発行所、一九二八年）
- ・ 船越光之丞「カイゼルの黙礼」（『文藝春秋』一〇年一一号、一九三二年十一月）
- ・ 船越光之丞「戦前独逸外交の破綻」（『文藝春秋』一一年一—号、一九三三年一月）
- ・ 船越光之丞述、関野直次編『日独国交断絶秘史』（日東書院、一九三四年、復刻版・龍溪書舎、二〇〇二年）
- ・ 船越光之丞『日獨開戦當時ノ思出…附録 落葉集（隨筆）』（外務省調査部第一課、一九三八年、〔広瀬順昭監修・編集・解題』近代外交回顧録』第二卷、ゆまに書房、二〇〇二年所収）
- ・ 船越光之丞「外交四方山話」（『中央公論』五四年一二号、一九三九年十一月）

いずれの著作も、大戦勃発直後のベルリンの状況、日独関係や駐ドイツ日本大使館の活動などを記したものである。これらは抑留者の記録ではないが、抑留が行われた背景や日本側の対応などが現地での外交責任者の視点から詳しく記されており、第一次世界大戦時の日本人抑留問題について考察する上で必要不可欠の文献だと言える。このうち最もよく知られているのが『日独国交断絶秘史』である。同書は、船越が一九二〇年に『外交時報』誌上に連載した「伯林引揚顛末」をもとに、関野直次が編纂したもので、編者関野が序文で「日独国交断絶実録物語」と紹介している通り、日独両国の国交断絶をめぐる状況が克明に記されている（「補遺」に収録されているデータも貴重<sup>⑤</sup>）。船越の著作中最も重要なのが同書だと言えるが、同書は近年復刻版も出版され、比較的手が容易であることから、本稿では『外交時報』に掲載された「伯林引揚顛末」および「伯林引揚の手帳から」を翻刻すると共に、『日独国交断絶秘史』に次いで重要だと考えられる『日獨開戦當時ノ思出』を翻刻する。同書は、当時外務調査部第一課が行っていたインタビュー記録である。「特輯第四号」として印刷され、表紙には「秘」と記されていることから、ごく少数が外務省関係などに限定配布されていたものと考えられる<sup>⑥</sup>。一部内容は『日独国交断絶秘史』と重なるが、本書にしか書かれていない事実もあり、大戦勃発時の証言として大変貴重である。詳しい内容の検討は、次号解説に

譲る。

#### 【凡例】

なお翻刻に際しては、以下のルールに依った。

- ・ 適宜段落を整理し、句読点や中黒を補った。
- ・ 漢字は原則として新字体を用いた。
- ・ 同一資料内で表記が揺れている場合、編者が統一した場合がある。
- ・ 「」および「」の記述は、編者が付したものである。
- ・ 判読不能な語句は□で表記した。

### 九 船越光之丞

#### ① 船越光之丞『日獨開戦當時ノ思出其他』（外務省調査部第一課、一九三八年）

##### 一、

僕が独逸に居つてやつたことは大体本（昭和九年十月十九日発行船越男爵述日独国交断絶秘史<sup>⑧</sup>）にもあり、又書いたものもありそれを御貸しするから詳しくは述べぬが、日独国交断絶の時僕があゝ云ふ行動が出来たのは全く漢学の力である<sup>⑦</sup>と窃かに僕は思った。こんなことを云ふのも可笑な話であるが御尋ねがあるから少し述べさせていただきますが僕は幼にして芸州の河野小石翁の漢学塾に入れられ武士道的薰陶を受けた者であつて其結果は何事も自分で責任を負ふと云ふ精

神を持つようになった様だからあれも肚の仕事であつたと思つて居る。あの時は外務省からは何等の訓電もなかつた、或はあつたか知れぬがどこかで押へて居つたのかも知れぬ。僕の方からは度々電報で本省に言つてやつたこともあるがそれも通じなかつたやうだ。併し其電報の原案は後に外務省に報告してあるから右につきて見て貰へばよい。

向ふには日本人が三百人位居るかと思つたらもつと沢山居た。それが皆金がないのでうにかして呉れと言つて来る。又満鉄より派遣せられた人達の如きも何とかして本社に電報を打つて呉れとか、色々なことを言つて来る、留学生は勿論金がない、引揚の訓令は来ない、又事情もサツパリ分らぬ。併し僕は其の時第六感と云ふやつて是は屹度戦争をやると思つた、と云ふのは加藤と云ふ人は英吉利蟲眞の人であり、又日比谷で騒いで居る時でもあり、内輪のことを外へ向けて納めようとするだらうとも思はれ「中略」るから、屹度始めるに違ひないと僕は其時そんな感じをしたそこで留学生其の他の諸君に向つて僕が独逸の外務省に行つて聞くと学校も閉ちる、工場なども一切見学を許さぬと云ふことであるから諸君が留まつても何も出来ぬ、又僕に金を貸せと云ふが月給等も押へられて居るのか届かない、兎に角僕が責任を持つから一応引揚げて呉れと言つて引揚げることにした。併し金がない。其の時僕が思ひ出したのは、日本銀行の金を正金銀行の名前で独逸の銀行に預けてあつたことがあることを承知して

いたからそこで名譽領事の「ヤコビ」氏をやつて調べさせた処まだであると云ふのでそれに手を著け六十六万「マーク」を引出しそれを皆の旅費として帰国させることにした。そして残額の内より二十万「マルク」を僕の伯林引揚の前に残留同胞の爲めに米國大使に預けて来た。あの時はそれ以外に方法がなかつたし、又保護するとなると徹底的にやらなければ効がない、そこで僕は是も切腹ものかも知れぬと思つたがそれを実行した。

其外日本大使館の家賃も右残額の内から五カ年間分を前払して置いたが之はこう云ふ理由からであつた先づ第一に家主が借家賃を其儘にして一文も支払はなくては困ると云つて承知しないし又奥田在漢堡ハムブルグ総領事が一万マルクなくては総領事館を差押へると弁護士より督促されたから何んとか都合を頼むとの事と同総領事にも一万マルクを交附した例もあり其他「ババリヤ」に在る外国公使館も差し押へられたとの新聞報導もありたるにより若し日本大使館が同様の運命に陥ることがあつては大なる日本の恥辱と思考して専断ながらも前払した訳であつた帰朝した後に当時の會計課長藤田敏郎氏から小言を喰つた「予算は一年間のもので五ヶ年先の予算は組んで居ない」と其位の事は僕も知つて居る必らずしも會計課長のみに限らんやであるが其儘にして置いたが当時政務局長であつたと記憶するが小池張造氏が僕に対して「君のやつた事については加藤外相は総べて事後承認を与へるが金の事

丈は知らない」と言はれたよと話して呉れた事もあつたが大隈総理大臣に報告かたがた御目にかかつた時は「君は能くあれだけでも予金<sup>マツカネ</sup>を引出して呉れた。これをあのままにして置けば独逸から没収されるのであつたかも知れぬ」と褒めていたが流石は大隈さんは人物だ腹が太いと思つて感激した事もあつた何百人と云ふ同胞を保護したり大使館の面目を維持して行くと云ふ場合に予算なぞと机上の議論をしたりする場合ではなく国民の保護なぞは出先に一任して訓令もせずに若し間違つたら出先きの責任になすりつけるなぞとの外務大臣が卑怯なる心構あるとしたならば眞の外交は出来るものではないと憤慨もした之だから切腹せずに万事はすまぬと腹を据へたのも無理はないと感じたのであつたが其後議會でも何等の質問もなかつた様であるし会計検査院も無難に通過したと見へて切腹はせずにすんだのであつた。

もう一つ切腹する決心で行つたことがある。八月十七日と記憶するが、最後通牒を出して、承諾しなければ日本は自由行動を取ると言ふのだが、大臣からの訓電には八月二十八日時間が正午となつて居るが、日本時間の正午だか、独逸時間の正午だか分らない。外国の慣例では任国の時間で行くのが慣例のようだが、そこがはつきりして居らなかつた。当時のことを歸つてから外務省の人に聞いても曖昧であつた。加藤氏にも話したが黙して居る。蓋し日本時間の正午が来れば日本ではどんと発砲しようとするのであらうが向ふでは其時は

未だ最後通牒の期限が来てゐないのである。日本時間の正午だとすると向ふの午前三時前後、尚其の日は日曜日だ。日曜の午前三時に返答はどうかと独逸の外務省の門を叩くと言ふのは誠に非常識。そこで僕は独逸の時間で言ふ積りで、間違つたら切腹する覚悟で外務次官「チンメルマン」に會つて話した。ところが向ふは突然のことであつたのでもちもちして時間のことなどには触れず惟惜しいことをした、残念だ、自分の方では日独の間で何か協約を結びたいと思つて皇帝にも申上げ、其の手續を取りつつあるのだがと言つて残念だ、残念だと三度程言つた。そこで僕はそれを返事と取つては工合が悪いから何時頃返事が貰へませうかと言ふと直ぐ皇帝<sup>マツカ</sup>に電報を打つ、そして返答すると言つた。皇帝も外務大臣も其の時戦線に出て居つた。僕は「チンメルマン」に向つて、仮に国交は断絶する場合があるにしても私交は今迄通り続けたいと言ふと彼も莞爾として握手した。

尚僕は続けて、今直ぐ之を發表するのは待つて呉れと言ふと彼は承知した。そこで三日程の余裕が出来て其の間に準備して我陸海軍軍人等も皆引揚げる事が出来たが、あの時直ぐ發表されたら帰れなかつたかも知れない、其の時の仲間には今の寺内大将、亡くなつた軍務局長の永田、又今の外務大臣も一緒ではなかつたかと思ふ。歸つてから僕と同様独逸語出身の畑良太郎氏が、君だからあややれたので俺には出来ないと言ふから、或は御世辞であつたかも知れないが僕のやう

な頑固な奴でなければ出来ぬと言つて笑つたこともある。兎に角僕にも友人のあることを喜んだ後年林男爵が東京會館にて催された霞会の食卓演舌に於て独逸引揚當時の僕の採つた処置に関し讃辭を述べられたことは同男が後輩の苦心を感じられての言であつて僕は終生同男の人間味ある心事を忘れることは出来ないのである其當時僕は左様に感銘したのであつた。

そこで加藤氏に向つて、ああ言ふ電報では出先の者は困る、あなたは日本の時間でやりたいだらうが、さう言ふ訳には行かぬ、單なる通知なら宜いが、最後通牒で回答を要する時は正確でなければ困る、独逸の時間でやつたのが若しそれが悪かつたら切腹する積りであつたと報告をして置いた。斯う言ふことは腹芸でやる外はない、切腹が善いと言ふのではないがそれ位の覚悟が必要である。今の外交官は口先や文章などは上手で縦横なかなか立派だが、腹の据つて居ることも最も必要だと思はれる「中略」

日本外交の今日迄の有様はさう言ふ風であつた。華盛頓會議にしてもさうで、九国条約は日本を責める道具だ。何故かと言ふと、あの時にもう支那の主權は妨害されて居る、支那を入れて會議をする、そして支那のことに付て各国が御節介をする、そして條約には麗々しく支那独立保全の為と言ふやうなことが書いてある、あの時日本は何か言はなければならなかつたのに、一緒になつて支那を苦しめ其の結果は日本が

苦しめられることになつた、私は今もさう信じて居る。(中略)

協調主義がどうか、英吉利がどうか言ふが、間違つて居る。正義に基く理屈は何処までも押し通さねばならぬと僕は信じて居る。

## 二、

話は元に戻るが大戦当時独逸では英吉利の出様に付ては能く分つて居なかつたやうで、まさかやりはずまいと思つて居つた。「チンメルマン」もさう云ふ考であつた。英吉利も初めはぐらぐらして居り「ロイド・ヂョーヂ」はなかなかうんと言はない。唯「グレー」が仏蘭西に言質を与へて居り、其の「グレー」は国民から絶対の信頼を受けて居る、「グレー」が引いたら内閣は潰れる、併し内閣の存立どころの問題ではないのでなかなか決らなかつた。ところが終に独逸が白耳義の中立を侵したので、そこで英吉利も之に藉口「藉口」して立つた。僕が独逸を引き揚げて倫敦へ立ち寄つた時、英吉利に居られた井上大使に大戦勃發前の英吉利の態度はどう云ふ風でありましたか、独逸の方ではやらぬと言つて居りましたと言ふと、井上大使は「グレー」は英吉利は国民外交であるから国民がどうするか、まあ今の処和戦両様何れとも閣議では極まつていないと言つて居た。と語られた、ところが面白いことに、露西亜へ行つて聞いて見ると、当時本野一郎氏が居つたが是はちゃんと知つて居つた。もう七月末かに、仏

蘭西はやる、又英吉利も仏蘭西の肩を持つて立つ、英国は決して中立ではない、と云ふことを本省へ言つて遣つた様であつた何故かと云ふと此処が外交の面白い所で、本野は仏蘭西の「ドクトル」学位を持つて居り、其の爲め駐露仏蘭西大使とは親密なる友人關係が出来て居り而て仏国大使の所へは本國から情報が出来て居るので、之を内密に本野に洩らしたものと見へる、ところが本元の井上のほうでは分つて居なかつた。独逸でも英吉利が立つとは想像して居なかつたのは矢張り「グレー」が在英独逸大使にも井上大使に話したと同様の事を言つて居つたものと見へる。

其当時或る新聞記者が僕のところへ来て、独逸が英吉利が立つことを知つて居つたら独逸は戦争をやらなかつたらうと言つて居つた。

### 三、

僕の所へ最後通牒が来たのは、外務大臣からのが一番早く来た。次は在伊林大使其次は在瑞典内田公使から来た。外務省では「ストックホルム」の内田と、「ヘーグ」の幣原の所へ、最後通牒を送るから密使を出す準備をして置けと言ふ密電を發した。ところが内田は感心だね。もう其の時は独逸は包圍されて密使を出すことが出来なかつたが、内田は前に「ブラヂル」に居たことがあり、「ストックホルム」に居る「ブラヂル」公使とは仲善しであつたので、其の「ブラヂル」公使に頼んで、それから伯林に居る「ブラヂル」公使の所へ

電報を打つて貰つた。初めの方には「ブラヂル」の暗号電報で書いて、此の以下の暗号電報は船越臨時代理公使に手交するやうに内田公使からの依頼だからと打つて、それが私の所に届いたが其の時にはもう僕の方は分つて居た。ところが引揚げて帰途「ヘーグ」に寄り幣原に会つて君の方はどうしたと言ふと、僕の所は迎も密使を送ることが出来ないし外務大臣に断りの電報を打つたとのことで、他に何等方法を講じなかつたと話をして居たこんな時に人間の眞価が判るものじやと思はれた（以下略）

### 四、

今度の「チエコ」問題でも相当騒いで居るが、独逸人を知る自分として考へるに、「チエンバレン」が何と言つても独逸は正義に基いて応酬するであろうから遂には独逸の勝利に帰すると思ふ第一國際連盟で民族自決と云ふことを決めたぢやないか、其の自決をしようとする時になつて何を言ふか、それよりも「チエコ」を押へなさい、國際平和はさうすることに依つて保てるからと「ヒットラー」は押して行くだらうと思ふ

話が前後するが僕が「チンメルマン」に最後通牒を交付した時あなたの方の駐日公使から之について何か言つて来たかと聞くと、何も来て居ないと言ふ、どうもあの時の駐日公使は善くなかつたやうだ、あれが日独關係を本筋に導びかなかつたとも言へると思う。

Comte Von Rex と云ふ公使だったが、此の男が善くなかつたので「チンメルマン」が代つて来たがつて居た、そして其の土産として協定を結びたいと云ふ希望であつた。帰朝後聞くところによると日本で此の独逸公使に最後通牒を手交しようとする、びくびくして斯う云ふものは伝達出来ませんと言つて受取らなかつたのである。だから独逸政府では僕の最後通牒が行かなかつたら分らない訳だ。併し尚加藤はあの時対独戦争をやりたいかつたとの事であつたようであつた趣きであつたが、ところが最初英吉利の方はそれを聞き入れなかつた。それを加藤は押切つてやつたとの事を帰朝後に或る人より聞かされたが自分で加藤から聞いたのでないから真偽は能く知らないがあの時も僕は、戦争するな、此の場合は局外中立で居て後になつてどうにどもなるから、両方にさう通告して且つ若し帝国に利害關係を及ぼす時には帝国は自由行動を採る旨を英独に通知して置きなさいと云ふ電報を英吉利經由で本省に打つた、併しそれは本省へは着かなかつたらしい。そして井上は、本国が斯うなつて居るのに、それを知らないでこんなことを云つて寄こすと思つたのでせう、蓋し其時と思つた井上から日独關係危機に瀕すと云ふ簡単な電報が来た。

## 五、

青島を占領したとき「後日支那に還付する目的を以て」云々の条件を附した理由は僕は知らないが元來僕が青島に司

令官附外交官として派遣されて其当時僕は当時の政府に意見を進言した事があるが青島に付ては、あの時あそこを專管居留地として置けば宜かつたのに残念であつた。

田中陸相も内田外相も友人だが已に閣議で決定したから仕方がないと言つて僕の進言に耳を籍さなかつた蓋し僕は当時の政府が米国の威嚇外交に恐をなしたものと心中憤怒を禁じなかつたが政府の遣り方は間違つて居たと思ふ。内田は後青島に行つて見て、斯う云ふ所とは知らなかつた、還付するのぢやなかつたと言つたさうだが後の祭で日本外交の軟弱さは從來多く此の如きであつた。あの時表面は還付しても實際に於て取つてしまへば專管居留地は勿論のこと膠濟鐵道にせよ、港湾にせよ、守備兵舎にせよ、倉庫にせよ將來日本が利用する点に於て相当なものであるが、さう云ふ点に付て見透の利かなかつたのは残念だ。之等は皆独逸が軍事に利用したのであつて戦利品であつたのである而して構和条約に於て独逸は日本の之を取得保持することを認めたのであつた。

## 六、

日独提携問題に関しては僕は防共協定の締結せられる一年も前に既に日独文化提携論を主唱して居た即ち

昭和十年八月「ヂャパン・タイムス」の記者山岸孝一郎氏が来て日独親善に関し何か書いて呉れと言つた。そこで僕は先づ日独文化提携をやり段々進んで行つたら宜いだらうと云ふ考から日独文化提携論を書き、又日本人にも読んで貰ひたい



ので國民新聞（昭和十年八月二十二、三日頃と思ふ）にも載せて貰ひ、又雑誌「時事知識」にも載つた。此の僕の提携論は何から来たかと云ふと、例の「チンメルマン」が何か協調をしたいと言つた話が一つ、それと「ヒットラー」が軍備擴張をやり出した所英吉利あたりが盛んに圧迫し出したことだ、軍縮などと言出して、英仏などは何もせず独逸の軍備のみを減さうと掛つたこと。今一つは日本は満洲を「プロック」として乗出した、そこで日独提携と云ふことが必要だと云ふので、それには先づ文化提携からと云ふ考で書いたのだが、之には一週年の記念日には独逸大使から謝状も来た。

## 七、

日独防共協定の将来性を忖度する為め独逸人の國民性について検討して見よう。外国人か日本をどう観るか僕か明治十九年留学生として品川公使に随伴して独逸に行つた時たか日本の雪は黒いかと尋ねた独逸人少年があつた、それは悪意ではないが、日本のことをさつぱり知らない、日本は支那の属国位に思つて居つた時代だからであるが其後は漸次日本の事も判かり又僕も随分独逸の事を研究した。独逸の國民性は能く日本の國民性に似て居つて、民族精神で全國民が一致して居る。隱忍自重、堅忍不拔、質素節約、或は外敵を見ては恐れず勇敢邁進等大に日本精神に類似して居るところがあるが世界大戦の時独逸は戦闘には勝つたが併し戦争には敗けた。其の証拠は独逸国内には敵兵を一步たりとも入れなかつ

た、併し四面を敵に囲まれて食料に欠乏し終に戦争に敗けた。それともう一つは英米の宣伝の巧妙さに依つて敗けた。僕は向ふを引揚げる時独逸は戦闘には勝つが戦争には敗けると予言したが其の通りであつた。

あの当時「チンメルマン」が僕に話したが、愈々戦争が始まり軍事費の予算が議會に提出された。其の時社会党の首領が演説して、自分は平和に賛成で戦争には反対である、其の主義を持つて居るが国家の為には働かなければならぬ、敗けて税を出すよりも勝つて償金を取つた方が宜いぢやないか、依つて自分の党派は此の予算に賛成するのだと言つた。で彼等にも個人主義はあるが、其の個人主義は国家主義と結付いたものであつて、個人が善くなれば国家が善くなり、国家が善くなれば個人も幸福であると云ふ考へ方である。

又戦後のことであるが社会党の首領が共產主義調査研究の為め露西亜へ行つた、そして帰つてから言ふに、自分は心の中で「ポリシエビズム」に加勢しようと思つて行つた。併し行つて見て、是が「ポリシエビズム」かと驚いて帰つて来たと言説したと云ふことであるさう云ふ所へ「ヒットラー」が現はれて、独逸が斯う圧迫されてはと言つて二三の人に話し、それが段々勢力を得て今日となつては流石の英吉利と雖も手が出せないやうになつたが、是も独逸國民の全体主義の精神から来て居るので、日本國民と似て居ると思ふ。

戦争の後僕は欧羅巴を視察したが、其の時の独逸の状態は

誠に悲惨なもので、牛乳の如きも不足して居て其為め幼児の目玉が飛出て居ると云ふ有様。又「フロック、コート」を着た老人が我々の所へやつて来て「パン」を一切呉れと言ふ、どうして「フロック、コート」を着て居るか云ふと、もう

他の者は着尽して之れ一着しかないと言ふことであつた。さう云ふ状態であるに拘らず国民は隠忍自重、堅忍持久して今日迄やつて来た、其の点も日本国民と大変似て居る。秋山真之が僕に言つたのに、丁度其時はお互が亜米利加に居た時であつたが、米西戦争が起つて、外国の駐在武官は観戦を許されて秋山も出掛けて行つたが、英国や仏蘭西の観戦武官等は食物が悪いと言つて非常な不平であつたが、それに満足して不平を言はなかつたのは独逸人と日本人だけであつたと云ふことで、此処でも両国国民の似て居る所がある。

(昭和十二年九月十七日速記)

## ② 船越光之丞「伯林引揚顛末」(『外交時報』、一九二〇年)

### (一)

#### 一、伯林帰任より戦乱勃発まで

大正二年十二月二十三日、予は家嚴の計に接し急遽伯林より帰朝し、帰来後事多端なりしが、杉村在独大使帰朝につき、匆々行李を整へ翌三年六月二十七日新橋駅を發し帰任の途に就く。二十八日郷里広島に立寄り父の寿像に参拝し、翌二十九日將に同地長沼旅館を出て、之より海陸万里の旅程に

上らんとする際、中国新聞記者小松原氏より東京電報なりとて埃国皇儲兇變の報を耳にせり。

後にて聞くと依れば、埃国皇儲フランツ・フェルディナンド大公は、六月二十五日より三日間ボスニヤ州タルチン地方に行はれたる機動演習統裁の爲め、本營地たるバド・イリツツエにありたるが、演習終了後二十八日朝公妃と共に自動車を駆りてボスニヤ州の首府サラエヴォに赴き、市庁内に開かれたる歓迎式に臨まんとて、市内通過中群衆中より爆弾を投げるものあり、然れども皇儲及公妃には何等の被害なく、爆弾は車体の後方に爆発せり。皇儲及公妃は其儘市庁に於て式典を終り、予定に従ひ市内巡覽の途に就けるが、此際特別警護の必要を進言せる者ありしも之を排し、過般の爆弾に依り負傷せる武官を見舞はん為め衛戍病院に向ひ、万一の変を慮り道順を変更し自動車を進めたるに、途中道筋に就き行違を生じたるを以て、自動車は其速力を緩め右側人道に接近して徐行したり、此時行列拜觀の群衆中より二発の銃声起り自動車は停止したるが陪乗のボスニヤ・ヘルツエゴヴキナ総督は皇儲及公妃が今迄の如く正座して低声に交語せるを見て何等の異常なかりしものと思考したるも、状況の危険なるに鑑み予定の巡行を中止し、直ちに州政庁に向ふべきを命じたり。然るに幾何ならずして公妃は人事不省に陥り、次で皇儲の口より多量の出血を認め、始めて大事の発生を知り、自動車は急行して政庁に入り、公妃を階上に移送する時皇儲亦車内に仆れ人事不省に陥り、皇儲は約十五分後、公妃は其後数分にして孰れも絶命したり。右二発の短銃弾中一弾は皇儲の咽喉部に命中して頸動脈を貫通し、他弾は自動車の側部を貫きて

公妃の右腹部に入りたるものにて共に致命的負傷なりき。爆弾を投じたる者はネデリコ・カビリノヴキツチと称する二十歳の印刷職人にして、短銃を発射したる者はガヴロ・プリンチツプと呼び、中学八年生にして十九歳なり。孰れも現場に於て逮捕せられたるが共に塞爾維種族にして正教派に属するボスニヤ州民なり

曾て日露戦争当時、予は塊都維也納に在勤し、其間塊塞間の關係に就て、聞知する所少からず。故に偶々此兇報に接したる際、之れ必しも、為にせんとする者の捏造説にあらず、寧ろ事実なるべきを想ひ、同時に皇儲並に公妃に謁見したる當時を想起し、其拳措眼前に髣髴し、一種いふ可らざる感に打たれたり。

されど予は此一学生の発射せる豆大の銃弾が原因となりて、遂に有史以来空前の世界的大戦乱を惹き起すに至らんとは夢想だも為す能はざりき。恐らく何人も雖も此兇報を聞きて直ちに世界的戦乱勃発に想到せしものはあらざりしならん。登極以来軍備の充実に是れ日も足らず、虎視耽々として機會の到来を待つ、独逸皇帝と雖も此兇報を耳にせし際、亦之を以て戦争の原因たらしむる好個の出来事なりとは考へ及ばざりしならん。

此の兇変後、僅かに一ヶ月を出でずして欧州大乱の序幕開かれ、二ヶ月を出でずして日独戦争は開始されたり。兇変当日の二十八日は予が郷里に於て、父の寿像に参拝せる日なり。欧州の大乱も、日独戦争も、遠因は此の日に発せり。予

は二十九日此れを知り、種々の感想に耽りつ、広島駅を發し、七月十一日伯林に着し、爾後日独開戦に至るまで、直接独逸当局と外交の衝に当り、遂に八月二十三日日独国交断絶し、翌二十四日伯林を引揚げ、帰朝後尙一年有半日独事件に關係しつ、ありしを思へば、此の間何等かの因縁あるにあらざるやを疑はしむ。

大正元年九月、予は参事官として始めて伯林に赴任するに際し、挨拶旁々外務省大臣室に時の外相内田康哉子を訪問せるに、外相より今回の巴爾幹問題は万一欧州大乱の原因たるなきやを保し難し、宜しく注意を慢らざらんことを望むと訓令的注意ありしを以て、赴任後特に局面の推移に最大の注意を拂ひしが、始め巴爾幹問題に就ては欧州列強間に現状維持の申合あり、然れども土耳其の武力案外薄弱にして次第に領土を蚕食されたるを以て、列強の所謂現状維持不可能となり、遂に戦局を巴爾幹に制限すとの申合せとなれり。予は當時四圍の情形より考察し、之が為に欧州の大乱を醸成することなかるべきを思ひ、其旨本省に報告せることありき。

七月十一日予が伯林に到着せる當時は、塊塞両国間の低氣圧刻々急を告げ、列強は之が平和的解決に各々外交手腕を振へる時なりしが、列強外交家の斡旋も何等効を奏せず、遂に塊太利は二十三日を以て塞爾維に対し最後通牒を發するに至れり。斯くて時局は漸く混乱紛糾し、形勢容易ならざるに至れりと雖も、四辺の情勢より察せば、今回も亦延ひて欧州の

大乱を惹起するが如きことなかるべしと思はれたるも、翻つて考ふれば独逸の軍備と経済力とは昔日の比にあらず、往年の巴爾幹戦争に際し独逸が唯袖手傍觀空しく千載の好機を逸せるは、独逸の軍備未だ列強を圧迫するに足るの自信なかりしが為のみ。巴爾幹戦後宰相ベートマン・ホルウエツヒ氏は議會に於て増師の急務を説き、『増師を為さずして滅亡せる国家はあり、されど増師を執行して滅びたる国家なし。若し国家が愈増師を不可能とするならば其国家は既に破産せるものなり』との大演説を為し、当時我が国の二個師団増設問題が政界の暗礁として徒らに朝野を騷擾せしめたるに反し、独逸は遂に増師を執行し世界に誇れる陸軍をして一層の精銳を加へしめたり。而して仏国は是が權衡維持上、二年兵役制を改めて、三年制となし以て人口問題の關係上増師の不可能なるより、独逸が量を以てせるに對し仏国は質を以て之が對抗策を講ぜり。即ち独逸は今や軍備に於ても、経済力に於ても、越境と對抗し得るの確信あるを以て、今回の塙塞間の葛藤は往年の巴爾幹戦争当時とは大に事情の異なるものなくんばあらず。斯く種々の事情を綜合し、予は此の葛藤を制限し、絶対に欧州大亂に至るが如きことなかるべしとの断案を下すの勇氣も出でざりしなり。

塙太利が二十三日附を以て塞爾維に致せる最後通牒期限は四十八時間にして、塙国政府は同日塞国駐劄自国公使に對し、二十五日夕刻までに塞国が最後通牒に應ぜざれば引揚ぐ

べしと命じ、又同日予備兵の動員を行へり。越えて二十六日、塞爾維は塙国に對し、僅に最後通牒中の一部を承認し、他は悉く拒絶する旨回答せるを以て、此日駐塞塙国公使はベルグラードを引揚げ、翌二十七日塙国駐在塞爾維公使は維也納を引揚げたり。

次で翌二十八日、塙洪国は愈塞爾維に對し宣戦を布告し、塞国亦之に對し宣戦し、二十九日両国軍隊はドリナに於て小衝突を為し、又數隻の塞国軍艦は塙艦の為に捕獲せられたり。

之より先同月二十四日、露国外相サソノフ氏は駐露独逸大使に對し、塙塞の紛争を其当事者のみに放任して之に関与せざることは露国に於て全然不可能なりと声明し、二十六日駐塙露国代理大使は塙国外務省を訪問し、塞国の最後通牒回答期限を延長されむことを要求せるも、塙国政府之を拒絶せるを以て、二十九日露帝は塙国々境方面に十四個軍団を動員し、若し独逸に於て動員せば自余の十七個軍団をも動員すべしと宣言せり。

二十七日予は独逸外務大臣ヤゴー氏に面會し、平和調訂に關する英國外務大臣の提議に對する独逸政府の意嚮を質問せるに、同大臣は、当事国の依頼なく、第三国間のみにて何等かの協定を為し、塙国に不利なる結果を生ぜしむるが如き調訂は独逸政府の好まざる処なりとの意見を述べたるに就き然らば時局は如何に進行すべきやと重ねて質問したるに、目

下如何とも明言し難し、唯だ露国の態度如何に依りて決せらると応へたり。尚同日外務次官チンメルマン氏に会見の節も、次官は露国にして愈動員せば独逸も亦直に動員を行ふべく、諸般の準備悉く調ひ居れりと述べたり。

塙塞開戦の結果形勢斯の如く切迫し、三十日に至り塙露両国は既に交渉を中止せるを以て、同日予は外務次官に会見し意見を叩きたるに、次官は、七月二十九日附を以て露国政府より塙国々境方面の動員を通行し、同時に右の動員は決して独逸に対抗するが為にあらざる旨を附言し来れるを以て、独逸は未だ動員を行ふに至らざるも、露国の動員に対し、塙国に於ては直に全国の動員を行ふに至るべし、形勢斯の如くなれば此際英国は露国及び他の列強と共に塞国を抑へて塙国の要求に従はしめむとする新提議を為さんとする模様あり、余の見込にては露国は或は之に同意するやも計り難きも、要するに目下欧州の形勢は頗る急迫し、茲数日中に和戦孰れか決すべし。若し平和の解決を見ざれば遂に欧州の大乱を見るに至るべしと語りたり。

次いで三十一日露国は独逸に対し『塙国は塞爾維の独立を危殆ならしめ、巴爾幹の勢力均衡を乱さんとす、是れ露国が塙国々境に動員するの已を得ざるに至れる所以なり。されど動員は独逸に対して為せるものにあらず』と宣言し、同日独逸は露国に対し、塙国々境方面における動員の説明を求め、迅速なる回答を要求し、更に同日を以て独逸は全国に戒厳令

を敷き、一方露国に対しては十二時間以内に戦備を中止すべきを要求し、応ぜざれば我も亦戦備を進むべしとの最後通牒を發せり。

独逸が露国に対し最後通牒を發せる三十一日午後、予は再び外務次官に会見し、時局の経過を質問したるに、次官は、独国政府は今回の時局に対し只管欧州の平和を希望し、熱心塙露間に調訂を試み居たるも、露国は本日を以て陸海軍全部の動員を決行するに至りたるを以て、独国政府は已を得ず帝國憲法第六十八条に拠り、本日全国に戒厳令を施くに至りたる次第なり。而して右戒厳令は動員の前提にして八月一日午前迄に全国に動員を決行する筈なりと語りたるを以て、予は縦令獨露兩國動員を行ふとも、尚未だ平和の望無きやと質問せるに、次官は、愈動員を行ひたる以上は騎虎の勢ひ最早衝突を避くること不可能なるべしと応へ、又英国の態度に関する予の質問に対しては、同国は恐らく中立を守るべしといひ、更に語を繼ぎて、独逸は当初より平和を希望し、且つ万一の場合にも開戦の責任を負はんことを欲せざりしに、露国が愈々今回の処置に出でたるを以て、遂に之に応ぜざるを得ざるに至り、宰相も戦争の口実を得られたりとして喜び居らる、旨語り、意氣軒昂たるものありき。

次官と会見後午後八時、予は此の趣を加藤外相宛電報し、同時に事情斯の如くなるを以て、仏露對三國同盟の開戦は最早や避くべからざる状態にあるもの、如し、而して今回の時

局に対し三国同盟側の態度は極めて強硬なるものあり、予が数々政府当局に会見して得たる印象より察すれば、今後二年を以て完成する露国軍備の充実は、独奥兩國の最も怖るゝ処なるを以て、彼等は今回の時局を利用して露国に乗せんと竊かに期待し居るものならんかと觀察さるゝ旨をも附言せり。

八月一日、独帝は遂に軍隊全部に動員令を發し、又露国に對し宣戰を布告し、露独開戰の翌々日、即ち三日、更に仏軍に對し戰鬪行為開始の命令を發し、同時に在仏大使を召還せり。

八月四日独逸臨時議會は開會され劈頭宰相は時局に關し独逸が執り來れる経過を述べ、露仏の圧迫に堪へず、自守防衛の爲遂に戈を把つて起つの已むなきに至りし次第を述べ、次いで仏国が其國境に於て大軍団を集中しつゝ、あるは、独逸軍の死命を制すべき右翼脅迫を意味するものなれば、独逸は遂に白耳義の中立を侵すの已むを得ざるに至れりといひ、英國に對する独逸の態度に就ては、英國が中立を保つ間は、独逸は相互主義の下に仏国の海岸を犯すことなしと断言せり。而して英國の態度に關し同日予は次官を訪ひ意見を尋ねたるに、次官は従來の言明に反し、頗る悲觀的語氣を洩らしたるが、之を英仏従來の關係に觀、又独逸の白耳義中立侵害に鑑みれば英獨の關係は、到底樂觀を許さざること確実なるが如く觀察されたり。果然同日午後七時、英國大使は独逸の白耳

義中立侵害を理由とし對独宣戰を通告し、六日を以て伯林を引揚げたり。

奥塞間の国交断絶は二十五日なり、而して同日より僅かに一週日を出でずして露獨の宣戰となり、十日を出でざるに英仏の對独国交断絶となり、茲に有史以來の大戦亂は開幕さるゝに至りぬ。

斯る有史以來の大亂が、僅かに旬日を出でざるに、斯く急転直下局面の大展開を為せるは、勿論其由つて來る淵源深く且つ遠きものあるに依るべしと雖も、當時欧州の外交及び軍事社会に於ても、局面が斯く急転直下すべしとは何人も夢想せざりし所なりき。

則ち七月二十七日、駐塞奥国公使がベルグラードを引揚げ、帰國の途に就ける当日、塞国參謀總長フユトニツク將軍は偶々當時の爲め洪牙利にありて風雲の急を聞き、帰國の途ブダペストに於て同国官憲の爲捕縛され、又仏国大統領ポアンカレー氏は當時露都に在り、二十四日露帝と交驪後同地を發し二十七日漸くストツクホルムに着し、時局の急を聞き丁抹訪問を中止し急遽帰國し、又独逸が露国に對し宣戰を布告せる當時、露国皇太后は尚ほ伯林滞在中にて、独逸外務次官の話に皇太后は此宣戰を聞き、独逸は日本の真似を爲し誑討を為すやと独逸皇帝に向ひ嫌味を言はれしといふ。尚七月三十日余は西班牙大使 ポーロド・ベルナーベ氏を訪へるに、席上和蘭公使ゲーベン氏あり、西班牙大使は予に對し半

ば諧謔的に、日本も戦争に参加するやといひしに、和蘭公使は日本は既に戦争に飽き居るならんと云へり。更に三十一日外務省に於て丁抹公使モルトケ氏に会ひしに、同公使は頻りに指頭を頭部に当てつゝ、半ば私語的に、列強が戦争を開始する理由を知るに苦しむといへり。以て今回の時局が如何に急転直下せるかと当時外交社会の觀察の一斑を知るに足らん。

翻て今回の時局を勘ふるに、露国の動員の如きは独逸が愈戦争を決心せし真原因にあらずして一の口実に過ぎず、其真因に至りては蓋し左の数点に帰せざる可らず。一、汎スラブ主義と汎ゲルマン主義の衝突 二、独逸経済社会の刷新 三、軍国主義と商業主義との衝突 四、露国軍備の完成と経済的發展が益独逸に圧迫を加へんとする傾向あるより之を未然に防がんとする独逸の自衛的政策 則ち独逸は露国の動員を口実として此千載一遇の好機に乗じ以て大独逸の建造を図りしものといはざるべからず。

## 二二

### 二、臨時議會開院式参列

八月四日戦時議會開院式は華麗なる宮城内ワイセンザール殿内に挙行され、外交団に対しては前日普く案内状来れり。当時日本は局外中立の声明を為さず、剩へ日本は此機を利用して露国の背後を突くべしなどの風説頻りにして、時局に対する日本の態度は万人の知らんと欲する所なり。従て予の行動

亦多大の注目を惹くに至りしが、苟も一国の使臣として駐在する以上、又之に對し何等特別の訓令なきに於ては、独逸に對し好意的態度を示すは使臣たるべきもの、任務なるを思ひ、且つは戦時議會の光景を觀、又如何なる国の使臣が列席し居るやを見るも時局に関し興味少からざるを思ひて、同日鮭延書記官を伴ひ之に参列せり。

玉座の左手武官席を隔てたる外交官席には、奧太利、土耳其、米國、の三大使あり、又終始微笑を含みて寧ろドイツに好意を有するにあらずやと疑はしめたる勃國公使あり、其他尚數國の公使ありしも之等は其在否と時局とに就き何等の感興なきものなり。奧國大使のあるは同盟國として当然といふべく、米國大使のあるは中立國として之れ亦訝しむに足らず、土耳其大使も従来独逸側のものにして、西班牙大使は露國の利益代表者なれば其欠席亦敢て怪むの要なし。露仏兩國大使は既に引揚げ又は引揚げんとしつゝ、ある際にして出席せず、而して伊國大使のあらざるは同盟の關係あるに係らず、獨逸の利益と合致せざる自國の國是を有するが為なるか。尚英國大使のあらざるも大に意味なしとせず。

午後一時独帝入り来るや、フォンゴルツ將軍の發声にて万歳は三度高唱せられ、旋て皇帝の玉座に登るや、宰相ベートマン、ホルウエツヒ氏は鞠躬如として勅語を捧げ、皇帝は音吐朗々『My今回の時局は独逸の勃興に對する露仏の嫉妬に外ならず、独逸は何等の野心なく、実に正当防衛なり、吾が各連

邦は平時能く親睦和協せし如く、此存亡の秋に際し一層強力戮力し以て最後の勝利を得んことを信ずとの意味の勅語を朗読し、次いで帝は口を開いて、『今や予が眼中唯独逸ありて政党政派の別なし、諸君が政党政派又は階級の別なく、能く挙国一致せる証左として、余は各政党首領が来りて握手誓約せんことを望む』と述べ、各党首領は直に玉座に近づき、黙々の間皇帝と握手して退下せり。実に挙国一致の光景は此際に現はれて崇高の気場内に充つるの感ありたり。

次で皇帝は玉座にを降り、第一に参謀総長モルトケ伯に握手を賜ひしが、握手を終れるモルトケ將軍はハンカチーフを取り出し淋漓たる額の汗を拭いひたり、実に此刹那の光栄は当に一幅の画図にして、列席者一同をして如何に皇帝が参謀総長に期待せることの多大なるか、及び真先に握手を賜へる参謀総長の責任の如何に重大なるものあるかを感得せしめたり。

次に皇帝は宰相に握手を賜ひ、更に連邦代表者に黙礼を爲し、バイエルン公使発声万歳三唱の下に入御されんとし、外交官席に瞳を転じ、特に予に軽く黙礼を与へられたり。

当時独逸は、上皇帝より、下国民の一人に至るまで、日本の局外中立を希望し、又新聞紙は縦し実情を解せざるにせよ、日本は此機に乗じ露国の背後を突くべしと伝へし際なりしかば、皇帝の黙礼や軽しと雖も、其意義に至つては必しも軽からずと思はれたり。

斯くて午後三時議會は閉会され、宰相は縷々開戦顛末を述べ、簡単に千九百十四年度追加予算五十億麻克の軍事費の協賛を求め、次で議長ケムプ起ちて此際挙国一致の実を挙げざる可らずと説き、更に社会民主党首領ハーゼ亦起ちて『吾人は帝国主義より來れる此戦争には反対なるも、今日の問題は戦ふべきか否かを論ずるの時にあらずして、祖国を守るが為に適當の手段を執らざる可らざる秋なり、吾人は此危急に際し祖国を見棄つるに忍びず』と述べ。旋て賛否を起立に問ひたる結果は満場一致五十億麻克の戦費支出を可決して閉会せり。

同夜予は外務次官に面会せるに、次官は、戦時議會の光景を語り『社会党と雖も何等の異議を唱へず満場一致を以て此大戦費を可決せるは豈愉快ならずや』とさも嬉氣に語れり。

### 三二

#### 時局と在留同胞

独露開戦と同時に、独逸全土と国内諸機関とは一時に戦時状態と化し、一般人民は凡て軍律の下に立ち、鉄道幹線は公衆に対し一時列車の運転を中止し、乗客用列車は伯林より発するものも一日一回若くは数回に過ぎず、駄馬と自働車は殆ど徴発せられ、日常必須の生活資料さへ数割の騰貴を爲せり。勿論之等は需給の経済的原則に支配されたりといふよりは、寧ろ奸商の術策に依る所なりと雖も当時如何に戦争が独



逸人に与へたる影響の少からざるかを知るべし。

又郵便電信は独逸語を用ひ、而かも開封せるものにあらざれば受付けず、電話は一切外国語の使用を禁止し、過て外国語を使用せんか直に切斷の憂目を見たり。

電信局は間諜の爆弾を恐れ警官之を保護し、鉄橋は武装兵士守備に任じ、汽車は敵飛行機の襲來を免る、為め夜も燈火を点ぜず、又間諜警戒の爲め便所の使用を禁止せり。

国内の事情既に斯の如くなると同時に、邦人宛郵便物は七月十四日附を最後として、他は悉く露独の国境に堆積せらる、有様なれば、万一英國にして起たんか、在留同胞は資金を得るの途全然杜絶し剩へ物価騰貴の結果は、従來の定額を以てしては、到底生活の維持さへ困難なる状態となりしを以て、一方に於ては此の状況を当局に通知する為め、又一方には日本に在る在留同胞父兄に之を周知せしむる為め、予は八月三日本省に打電し、文部省留學生に対しては幾分学資の増給を為し、且つ六個月分学資を取纏め電報を替を以て大使館宛送附されたく、而して今後形勢の推移如何に依りては、他國へ転学或は帰朝の必要を生ずるに至るやも知れざれど、此際之等に対し一々上申の隙なきを以て、然る時は予の責任を以て適宜処置すべきに就き、予め文部省に伝達ありたく、又在留同胞中一時資金不足修学不可能なる者は、適宜保護救助すべく尚同胞より日本宛信書は緊急の者に限り、大使館にて取纏め、本省宛送附すべき旨通知し、更に倫敦正金銀行支店

に対しては、此際在留同胞に支払義務あるものは速に支払手続を了せられたき旨電報せり。

越えて八月五日、各地に在留する同胞に対し、左の如き緊急注意事項を記せる印刷物を郵送配布し、以て軽率妄動を戒め、又地方在留者の保護には、各地駐在名譽領事の協力を必要と認め、附近在留同胞に関する情報及ちほうの戦時経済状態の報告を訓令せり。

今次欧州の時局に際し、帝國の親交國たる当国に在留する本邦人は、充分慎重なる態度を持し、決して軽率妄動なきことは当館の信じて疑はざる所なるが、当館は此際特に在留本邦人に対して、左の各項を注意せんとす。

一、時局の推移は經濟上の圧迫を來すべく、又日本より送金の途も甚だ困難なるべき付、各自充分節約を守り持久の策を講ずること

一、帰朝せんと欲するものは、適當の時機を以て日本船又は他の中立國船舶に搭乘するを安全とす、如何なる場合にも交戦國船舶によるは甚だ危険なり。

一、旅行券は身元證明の爲め常に所持携帯するを要す、又旅行の場合等必要と思はる、時は、各自当館より身元證明書の下附を請はるべし。

一、文部省留學生並に農商務省実業練習生は勿論、其他一般在留同胞は其居所及身分を届出の形式に依り、常に当館に明瞭になし置くべし。

一、各自時局の推移に注意し、万一の場合には在外帝國官憲の保護を受けるの便利なる方法を忘る可らず、尚当館に於ては万一の場合在留本邦人保護上に遺憾なからんことを期し、適當の方法を講じつ、あ

るも、取敢えず東京外務省を経て左の如く其向きへ注意方取計ひ置きたり。

△文部省留学生に關しては文部省に對し

- 一、物価騰貴の爲学資額を臨時増額すべきこと
- 一、且つ六個月分学資を取繼め電信爲替を以て便宜当館宛送附のこと

一、時局發展如何に依りては他国へ転学又は帰朝に付き当館に於て便宜処置すべきこと

△一般在留民に關しては本邦一般に對し

- 一、送金は露国を経由せず又送金額は多少の余裕を附すべきこと
- 一、七月十五日以後日本発西伯利經由の送金は交通断絶の爲め当國に到達せざるを以て更に至急送金すること

今後必要の場合には其都度時々公示することあるべし

大正三年八月五日 在独 日本大使館

次に独逸官憲は開戦以來外国人の行動に對し、極端なる束縛制限を加ふるに至りたるを以て、在留同胞中不慮の災厄あらんことを慮り、予め之を防ぐには各自平素所持の旅券の外、獨逸身元證明書を所持せしむることを最も便利なりと思惟し、八月六日外務省に極東課長モンジュラ伯を訪ひ、我が大使館は各地在留の同胞に對し、一は其身分を明にし、一は必要の場合獨逸官憲の保護を求むる便宜の爲め、今回彼等に獨逸身元證明書を下附せんとす、若し獨逸外務省に於て右身元證明書に更に確認證明を与へをらるれば一層便宜なるを以

て、然るべく取計はれたしと申入れたるに、同課長は右は、他の外国よりも依頼ありたれど、都合上之に応ぜざりしとて謝絶したるが、七日に至り愈々同胞の退去は機宜に適したるものと認め、此の方針を執りしを以て、国境に於ける身元證明、荷物検査に當り外務省の確認を得置くこと頗る便宜なるを思ひ、十日更に外務次官に会见し、再度身元證明書確認方を依頼し其承認を得たれば、之を左の如く告示し、其後は大使館に於て下附する證明書に對しては獨逸外務省證印を押捺し、其確認を得せしめたり。

当□に於て下附する身元證明書に對し、更に當國外務省にて好意を以て證印を附し呉れることに相成り候に付、右外務省證印希望の諸君は、身元證明書を當館迄提出相成り度當館に於て取繼め可然取計可申候此段及告示候也。

八月十日 在独 日本大使館

開戦当初、獨国上下の敵愾心は極度に達し、遂には義務なき諸大学の教授若くは学生まで続々志願して出征するに至り、實際悠々學事に携はるが如きことは頗る困難となりしが、八月一日予が要務を帯びて外務省を訪へる際に、参事官クンツエン氏は今後諸學校は戦争の爲め閉鎖するが如きことはなかるべしと思考するも、教授科目等の変更に至りては免る能はざる所ならんと語り、其後極東課長に会见せる際、同課長は、今後諸種の視察者に對しては特別の場合を除く外、當分見學を差控へられたしと語り、剩へ英独開戦の結果は、本

邦若くは倫敦より金融の望み全く絶え、搗て、物価は益々騰貴の傾向を有し、邦人の生活難日一日加はりたれば、在留同胞四百余名は勢ひ大使館に於て保護の責に任せざる可らず、されど大使館と雖も予算以外の費用を有せず、此多数の人々に全部遺憾なき保護を与ふるは漸く不可能となれり。

翻て極東の形勢を勘ふるに、英独開戦せる今日、日独の国交は日英同盟条約の関係上、何時如何に変化するや測るべからず、而して極東の形勢を知るべき唯一の途は電報にあるも、当時独逸官憲の通信検閲嚴重にして、往復電報の多くは押収されて通ぜず、為めに形勢の如何に推移せしかを知る能はず、殆ど暗中摸索の有様なるを以て、若し日独の間万一の場合生じ、其際適宜の処置を執る能はず、多数の同胞残留するが如きことあらんか、独人の性癖として、且つは先に同胞に異常の好感を表せし反動として、如何なる惨事を出来せしむるやも知るべからず、之を暴露両国人に見るも、其例乏しからず、則ち面貌言語風采一見日本人たることを知り得る同胞の危険と困難とは想像に難からざるなり。

斯の如く總ゆる方面より講究するに、此際邦人を退去せしむる以外に万全の策なきを以て、七日和蘭行の汽車の、連絡不規則ながら開始されたりと聞き、愈居留民を一時和蘭若くは倫敦に退去せしむる方針を採るに決せり。而して在留同胞の実情前述の如くなるを以て、旅行費用の如きは全部大使館にて貸与し、又駐蘭幣原公使に対しては、是等退去者の保護

並に和蘭と英米諸国との交通連絡状況を照会し退去者の参考に供し、尚文部留學生及派遣官吏等の退去責任に就ては、予其責に任ずることとし、同日左の如き勧告文を印刷し、日本倶楽部委員の名を以て開封の儘在留邦人全部に郵送せり。勧告文を特に日本倶楽部の名を以てせるは、さらでだに戦争の爲め、過敏となれる独逸官憲及び国民が之が爲め如何なる誤解を為すやも計られざるを以てなり。

拜啓時局に対する御注意に関しては、去る五日附大使館より御通知に依り委細御了承の事と被存候、其後大使館着電に依れば、本邦に於ても父兄親戚等の安否を氣遣ひ居れる向も多き趣に有之、時局今後の推移如何も容易に難計、且つ当国目下の状態より見るに、到底吾人滞在の目的を達することも不可能かと被存候に付此度、大使館側とも協議を遂げ、此際各自適当の時機を見計ひ当国を引揚ぐるを得策とすることに意見一致致し候。帰途の儀に就ては、和蘭を経て倫敦に向ふ最も御便宜かと被存候。尚又送金杜絶の爲め、和蘭まで引揚げ得ざる各位は、直ちに大使館の補助を乞はる、か、又は其保護を享けらる、爲め伯林に来らる、様取急がれ度。何れにしても親交国たる当国人の感情を害することなき様、極めて慎重の態度を取り、見送等多く群を為して行動するが如きは特に當を得ざる儀かと思考せられ候自明の事は被存候も為念申添候 敬具

追て必要の事項は大使館とも打合せの上、適宜当倶楽部に掲示可致其他可出来だけ御便宜の処置を取るべき筈に有之候

八月七日

日本倶楽部委員

在留邦人各位

右の勧告文を配布し、退去を促せる同胞中には、左の理由を楯に容易に退去を肯ぜざる者多数あり之等は孰れも尤の理由なれど、さればとて其儘放任すべきにあらざるを以て出来る限り退去を勧告せり。

- 一、戦時経済状態其他を研究せん爲め
- 二、医士中研究の爲め野戦病院勤務を志願する者
- 三、来独未だ二二個月を出でず目的を達せざるが爲め
- 四、当該官憲の命令に接せざる爲め

対独勧告文を配布し退去を促せる翌八日、新聞紙は一斉に東京に於ける加藤外相及レックス大使会谈の内容を掲載せるを以て、在留同胞も漸く日独外交の将来に不安を抱き、退去者俄かに増加するに至れるが、該新聞電報は同時に独国人の同胞に対する猜疑心を一層深からしめたり。尚退去者の増加と共に大使館に於ては左の如き告示を出し以て旅行者の便宜を計れり。

和蘭行諸君へ注意

在海牙幣原公使より来電左の如し

- 一、帰国其他の目的を以て和蘭へ赴かる、諸君にして余分の独貨を有せらる、方は伯林フランソエージュツシエー街ドレスデン銀行に於て和蘭海牙銀行仕払の送金手形を作らしめ、之を携帯する時は右手形は海牙に於て蘭貨、又は英貨と現金に引換を受くるの途あり
- 一、フリツシゲン英国間の汽船連絡は依然故障なし

八月十三日

預け荷物は可成至急当館へ御差越相成たし

八月十四日

和蘭行諸君へ

午後十一時三十六分伯林レアター停車場発

翌日午後六時ゾーネー着乗換同九時発

翌日午前三時ライネ着乗換同九時発同九時十五分ザルツ、ベルゲン

着乗換同十一時十七分発正午国境着同午後三時同駅発

注意事項

- 一、乗換駅には全部赤帽あり
- 二、乗換は皆簡單にして国境と雖も線に故障なし
- 三、荷物検査は国境 駅にて税関吏之を行ひ極めて寛大なり独逸外務省の證印あれば甚だ都合合なり
- 四、途中諸所に赤十字出張所ありてパン及び珈琲を供給す
- 五、ライネ、ザルツベルゲンにて海牙迄の切符を買ひ得べし

(日附不明)

和蘭行諸君へ注意

和蘭国境ザルツブルグよりの最近来信に依れば途中食物飲料の用意必要なり

当地より和蘭国境迄役三十一時間

八月十五日

抑も今回の時局に際し、在留同胞をして退去せしむる方針を執りしは、唯万一の場合を慮り万全の策に出でしに過ぎ

ず。然るに八月十四日加藤外相よりの電報到着し、茲に始めて日独関係の切迫し居るを知り、今は一刻も猶予すべきにあらざれば、伯林に於ては大使館は勿論、日本倶楽部松下旅館等に送金断絶を表面の理由と為し、左の如き緊急告示を為せり。

緊急告示

今後日本より送金の途断然見込なきに付此際在留諸君は一刻も早く当国を退去せられ度此段緊急告示候也

八月十四日

而して同日松永書記官を日本倶楽部及び松下旅館に派し、機微に触れざる程度に於て説明を為さしめ、又地方にある同胞に対しては、日本倶楽部の名を以て、速に伯林に出て独逸を退去すべく、殊に国境附近にある者は直に和蘭に出づべき旨電報を以て通知せしめ、尚通知漏を防ぐ為め伯林在留者には特に各地に散在する友人に右の趣電報する様依頼し、又各地より退去に關する種々の事項照会に対しては、成るべく速に回答を与へしめ、旅費欠乏の者には折返し送金の手続を為し、又日本倶楽部を其儘と為し置くは徒に同胞退去を遅延せしむる虞あるを以て十五日断然閉鎖すること、せり、同倶楽部閉鎖の事情に就ては左記辻氏の書簡に明なり。

拜啓今日の新聞に抛り一般公衆にも時局略明確に相成候事と存候

一昨日参館の節御親切なる御注意を給り候に付早速丁貨をも取寄せ旅装をも整へ候へ共乍遺憾丁抹に渡り候に三日を要し便船を待つ候為め

殆ど一日東海岸に滞在の必要有之候事と確知致候、東海岸滞在は伯林滞任よりも殊に此際は危険多からんと存候間断然当所に在留致候事に決心仕候、勿論終始所要の注意用心は勵行可致必要の場合には当国官衙の雇として保護をも請ひ可申候間乍他事御懸念被下間敷様御願申上候、御在独中の御懇、並に此際に於ける御懇切なる御注意に対し深く御礼申上候

赤十字寄附金二回分合計金壹千八百六拾五馬克正にロカールアンツアイゲル即ちアウクストシエル会社金庫本部へ相渡貳通受取證を所持致居候当分此受取證は寄附金事務書類と共に預り置き一切清書を逃げ記録として保存致し置き候他日入御覽可申候

日本倶楽部対家主談判実行の為一昨日午前同部に参り候へ共已に何人も居らず正午後まで西村氏の帰部を待ち終に同氏の帰部無きを電話にて慥め帰宅致候右家賃の件は首尾好く参り候や心係りに候間昨日夕にも更にロールポストにて西村氏へ照会致候へ共返事無之候間多分埒明き候事と存候

当府に在留致候日本人の数は承知不仕候へ共事情相分り候は、相応の連絡を附け力の及ぶ限り便利を謀り候様取計可申候

本月初旬より日夕激務に御従事相成候折柄御旅行中特に御撰生奉祈上候 拜具

大正三年八月十九日正午

伯林 辻 高衛

在伯林 大日本帝国代理大使 男爵 船越光之丞殿閣下

追て数旬来在独同胞の進退に關し痛く御配慮相成り候段一同の深く記念致候処と確信致候

鮎延松永書記官、重光北田外交官捕へも乍恐縮深く在独中の好意を謝し、壯健に旅行せられん事を切望致候旨御鶴声奉祈候、両武官へも御同様御依へ願上候

斯く同胞が続々退去するに至りしを見るや、従来動もすれば怪訝の眼を以て同胞の行動を注意し、揣摩臆測を逞ふし、之に何等か政治上の意義を附会せしめんとする新聞通信記者ありしを以て、之を其儘放置せんか、同胞の無事退去を期し難く、又資金の調達にも障害少からざるを以て、一面同胞に對して此際厳に行動を慎しみ、苟も独逸人の反感を招き、若くは誤解を生ぜしむるが如き行為を避けしめ、一面新聞紙に對しては平素懇意なる記者等に注意を与へ、同胞に不利なる記事を掲載せしめざる方法を講じたり。

八月十七日最後通牒手交の際は、既に同胞の多くは退去せりと雖も、未だ軍人及各地より和蘭に向け退去の途中にある者少からざるを以て、予は最後通牒手交の際、次官に對し夫となく或時期迄公表を見合はず様依頼し、之が承諾を得たる爲め、二十日に至り独逸政府が已むなく公表する迄三日間一般に周知されず、為に同胞引揚に大に便利を得たるは予の次官を徳とする所なり。尚独逸官憲は最後通牒公表と同時に、残留同胞を拘束したるが、被拘束者は初め五十余名と思ひしに、残留同胞中大使館に宿所を届出でざる者、及び当時外国より漫遊旅行の者ありしと見え、其後に至り約百名なるを知れり。之等に就て独逸官憲に嚴談を為しつゝ、ある間に、

二十四日愈予等引揚げざる可らざるに至りしを以て、後事を米國大使に依頼し、其費用として十萬麻克を提供せり。

尚独露開戦当時独國內にありたる我が陸海軍武官は、大使館附武官以外陸軍三十二名、海軍十一名なりしが、之等は独逸の動員令開始と同時に、全部伯林に引揚ぐる様大使館附武官に於て取計ひ、更に八月十四日其筋より独國退去の命令に接したるを以て、海軍々人は十四日、陸軍々人は十四日より十八日迄に全部伯林を發し倫敦に退去せり。而して大使館附陸海軍武官に對しては、八月五日以後特に大使館内に執務室を給し、機密書類は一切此所に移し事務も此所にて執る様せしめたり。

#### 【四】

##### 最後通牒入手

対独最後通牒の發送に就ては、本省に於ても頗る苦心せるもの、如く、八個所を経由して打電すると同時に、在東京独逸大使レックス伯にも一通を手交し、本國に傳達を依頼せるに、伯は驚愕の余り顔面蒼白となり、徒らに長大息を漏すのみにて、旋て傳達不可能なる旨を告げたりと聞けり。されど予の手許に達せるは、加藤外相よりの直電第一に到着し、次に林駐伊大使及び内田駐瑞公使より到着せり。

八月十四日加藤外相より發せる『別電最後通牒文を即刻独逸政府に提出せよ』との電報十六日夜到着し、次いで同日夕

刻所謂別電たる先の最後通牒全文到着し、之が為め提出時期及び其回答期限等に就き予定の行動を執り得たるは実に天祐といふべし。

帝國政府は現下の情勢に於て極東の平和を紊乱すべき源泉を除去し日英同盟協約の予期せる全般の利益を防護するの措置を講ずるは該協約の目的とする東亜の平和を永遠に確保するが為めに極めて緊要の事たるを思ひ茲に誠意を以て独逸帝國政府に勧告するに同政府に於て左記二項を實行せられむことを以てす。

第一 日本及支那海洋方面より独逸國艦艇の即時に退去すること(？)能はざるものは直に武装を解除すること。

第二 独逸帝國政府は膠州灣租借地全部を支那國に還付するの目的を以て一千九百十四年九月十五日を限り無償無条件にて日本帝國官憲に交附すること  
日本帝國政府に於て叙上の勧告に対し一千九百十四年八月二十三日正午迄に無条件に応諾の旨独逸帝國政府よりの回答を受領せざるに於ては帝國政府は其必要と認むる行動を執るべきことを声明する。

右最後通牒文到着するや否や、書記官及官補は直に電報の解訳及び公文の作成に着手し、全く之を終りたるは十六日夜半にして十七日午前予は之を独逸政府に手交せり。

十七日午前、最後通牒提出帰館後、伯刺西爾公使館より電

話あり、曰く、貴大使館宛の電報在瑞典自國公使より当館宛て到着し居れりと。予は斯る際電話を以て通知するが如きは実に軽率なりと思ひしも、何等か新に重大事件發生せしにあらざやと思ひつ、同公使館に自動車を駆れり。

伯刺西爾公使館は□□街參謀本部附近にありて、參謀本部は時局發生以來護衛兵の銃劍厳めしく警戒せるを以て、彼等は無論我が最後通牒提出を知らざりしも、直に誰何せるを以て、予は処用ありて伯刺西爾公使館に赴く旨告げしも通行を肯せず、已むなく大迂回を為し漸く公使館に電報を受取り帰館之を解訳せしめたるに、内田駐瑞典公使が本国よりの最後通牒文を転電し來れるものなりしが、同公使館にては此時公使不在にて一書記官代りて迎接し、大いに日本に同情を表し歡待至らざるなく且つ自國居留民も近く帰國せしむる方針なりなど語り、予が多忙中帰館を急ぎしも頻りに引留めたりき。後日帰朝の途次瑞典にて内田公使と会見せるに、同公使は當時通信杜絶の際如何にかして之を到達せしめんと種々肝膽を砕きたる結果、幸ひ公使が先年伯刺西爾に在勤せし縁故にて伯刺西爾公使と親交ありしを以て、同公使に依頼し、之を更に同國暗号電報にて打電を依頼せるなりと。尚本省にては最後通牒發電と同時に万一不着の如きことあらんを虞れ、幣原和蘭公使及内田瑞典公使に対し、密使を派遣し之を到着せしむる様訓令せるを以て、和蘭公使館に於ては種々考慮の末蘭國人を以て之に当らしめんと物色に力めしが肯ずる者な

く、已むなく本省に対し不可能の旨返電し、又内田公使は種々苦心考究中なりしが、此時大使館にも最後通牒前電と同時に両地より密使を派遣すべしとの報来り之を承知し居たれば、最後通牒本文到着するや否や両公使に其不必要を打電せるを以て、内田公使の如きは此電報に接し僅かに安堵せりと聞けり。

### 最後通牒交附

八月十七日朝、愈最後通牒を交附せん爲め、予は予め電話を以て、緊急の要務を帯び、至急外務大臣に面会したき旨申入れたり。当時大臣は皇帝に扈從し戦線にありし由は新聞紙の報ずる所なりしも事国交上の重大問題にして、且外務大臣不在の公文に接し居らざりしを以て、順序として外務大臣に面会を求めたるものなるが、大臣不在なるを以て次官チンメルマン氏代つて面会すべければ、早速来省ありたき旨回答に接したるを以て、予は直に自動車を駆り、午前九時外務省に至り時間に面会し、予は今日日本帝国の使命を帯びて来れりと前提し、昨夜本国政府より電報到着し、速に別紙内容の趣を独逸政府に提出すべき旨電訓し来れり、従つて本官は茲に是を手交する旨述べて最後通牒文を渡すや、次官は之を見て聊か意外の感に打たれたるもの、如く、旋て読み下しつ、『甚だ遺憾々々々々』と三度嘆声を漏したるに就き、予は我が外務大臣よりの電報に依れば、外務大臣は本件に関し十五日既に駐邦独逸大使に通知し、本国に電報方依頼せる由、右

に就き何等か報告ありしやを問ひたるに、次官は未だ何等の通知に接せざる旨を語り、次いで膠州湾の武装を解き云々の条に至りしと覚ふる時、殆ど無意識的に『破裂』次に『開戦』の二語を漏せり。予は次官の読み終るや、此語を以て独逸政府の回答と看做し得べきや否やを質し置く必要を認められたれば、右に対する回答は何時接し得べきやと重ねて質問したるに、次官は即時皇帝に電奏し其命を待ち回答すべしと応へ、更に語を次ぎ、独逸政府は実は時局の当初太平洋沿岸の平和維持に就き米國に依頼したるに、同國も我が意を諒し居たりと語り、次に日本が今回斯る挙に出でしは遺憾なり。独逸は日独の間に協商協約を締結せんとして既に皇帝の手許に提出し、皇帝亦之に賛成の内意あり、日本が中立を維持する能はざるは残念なりと繰返せり。日独協商問題に就ては、予は先に杉村大使在任当時、日独の将来を考覈し、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。次に予は在留同胞保護の必要上、右最後通牒提出の次第は成るべく之を公表せざるを機宜に適したるものと認め、或時期迄公表を保留されたしと説き、次官の快諾を得、旋て辞去せんとし握手を交換しつ、予は、日独の国交は斯る次第に立至りたるも、私人としては飽くまで今日の交情を継続したき旨述べしに、次官はそは勿論余に於ても望む所なりと応へ、予は更に、愈兩國々交断絶の場合は在留帝國臣民の保護は米國大使に依頼



すべく、之より米國大使を訪問する心算なりと語りたるに、次官は微笑を泛べ首肯しつゝ、握手を終り別れたり。是れ予が就中親交ありし次官と最後の会見たりしなり。而して最後通牒提出の如何は本國當局の一刻も早く知らんと欲する所なるべきを思ひ、在維也納佐藤大使、在海牙幣原公使、在瑞典内田公使、在伊國林大使等の手を経て本省へ転電方打電依頼し、翌日更に前記各地に向つて該電報の着否如何を問ひ合せ其到着を確めたり。

### 最後通牒に対する回答

最後通牒提出後は、期限内に独逸政府が予等に対し進んで立退を要求せざる限り、何等の行動を開始する能はざるも、期限迄に何等回答を為さざるか、又は不満足なる回答を為したる場合には、直に國交断絶を声明し、旅券を請求し伯林を引揚げざるべからざるを以て予め之が準備を整へ、斯くて回答期限たる二十三日は来れるが同日恰も日曜なるを以て、万一次官の不在を避くる為、午前十時重光外交官捕を派し外務省に到らしめ、本日正午を期し外務次官に会見の旨申込ましめんと既に馬車の用意を為せしに、極東課長モンジユラ伯は新調のモーニングコートに威儀を正して来館し、予に会見を求めたり。予は直に事務室に於て会見したるに、極東課長は先づ雑用及び監獄參觀の不可能なりしを謝し、次に漢堡総領事館家賃問題等必要の要件を述べ終りたる後、起立して語を改め、今日帝國宰相の訓令を奉じて来れりとして口頭を

以て、『独逸國政府は十七日附日本政府よりの要求に對しては何等回答するの理由を認めず、故に駐日独逸大使レックス伯は直に召喚し同時に在伯林日本臨時代理大使には旅券を交付すべし』と述べ、覺書を出したれば、予亦日獨の國交の断絶を告げ、最後に予等の引揚に關し、列車準備に就き念を押し、斯くて握手を交はして別れたるが此間僅かに三十分、日獨の國交は斯くして断絶し、昨の友邦は今や干戈を以て相對するに至れり。

極東課長との会見後、予は大使館員一同を召集し、日獨の國交愈断絶し、独逸に於ける予の任務は茲に一段落を告げたる旨を述べ館員一同が日夜忠実精勵せしを感謝し、今後尚一層遺憾なきを期すべき旨を告げたり。

私人として親交ある外務次官チンメルマン氏は、最後通牒提出以來、特に予と会見の機会を避け居るもの、如く、会見交渉を要する問題ある毎に、常に極東課長をして之に當らしめ、最後通牒回答の如き重大問題に於てすら然りき。是れ平素の親交を想起すれば斯る局に當るを好まざりし為なるか。

断り 文中○○○○は編集者に於て附したるものなり（編集者識）

〔ママ〕

【付記】本稿は、科学研究費・挑戦的研究（萌芽）「近代日本の捕虜処遇と大正・昭和初期におけるその変容に関する政治史的考察」（研究課題番号：21K18136、研究代表者：梶原克彦、二〇二二年度～二〇二三年度）、科学研究費・基盤研究（B）「国際比較に基づく日本の総力戦体制の全体像の解明（一九二八―一九四五）」（研究課題番号：21H00681、研究代表者：森靖夫、二〇二二年度～二〇二三年度）、による研究成果の一部である。

- (1) 『東京朝日新聞』一九一四年三月二十六日。
- (2) 『東京朝日新聞』一九二二年二月一日。
- (3) 奈良岡聰智「八月の砲声を聞いた日本人―第一次世界大戦と植村尚清「ドイツ幽閉記」」（千倉書房、二〇一三年）三六二―三六四頁。篠野乙次郎「一等書記官も賜暇帰国中であつた」（『東京朝日新聞』一九一四年八月一日）。この他ドイツ人スタッフが五名いた（船越光之丞述、関野直次編『日独国交断絶秘史』日東書院、一九三四年、三二頁）。
- (4) 関野の詳しい経歴は不詳。この他の編著として、『守屋善兵衛追悼録』（守屋善兵衛追悼録編纂事務所、一九三五年）、『国士館商業学校十年小史』（国士館商業学校、一九三六年）がある。
- (5) 同書の書評として、土愚流文「外交秘録の面白味―『大戦の回顧』その他―」（『東京堂月報』二二巻五号、一九三四年五月）がある。
- (6) 同書原本は外務省外交史料館の他、いくつかの大学図書館に所蔵されている。外交史料館のものは、アジア歴史資料センターのサイトで閲覧可能である（レファレンスコード B1208093890）。なお、「国立国会図書館サーチ」では、外務調査部第一課によって「特輯」として刊行されたこの他のインタビュー記録として、中田敬義、明石元二郎、加藤寛治、金子堅太郎、内田定槌、石井菊次郎、永井松三、梶原喜重郎、徳川家正、田中国重のものが確認できる。本翻刻では愛媛大学に所蔵されて

いるものを底本とした。

- (7) 本翻刻に収録したのは同書の第一次世界大戦に関連する部分のみである。同書には「附録 落葉集（随筆）」としてオーストリア勤務時代の回想等も含まれているが、本翻刻では割愛した。

- (8) 船越、前掲書。

- (9) 本号に翻刻掲載された記事の掲載号および発行年月日は以下の通りである。【一】は第三巻第一号（通号三七六号）、一九二〇（大正九）年七月一日。【二】は第三二巻第二号（通号三七七号）、一九二〇（大正九）年七月十五日。【三】は第三三巻第二号（通号三七八号）、一九二〇（大正九）年八月一日。【四】は第三二巻第四号（通号三七九号）、一九二〇（大正九）年八月十五日。